

(別紙3)

比較的軽い非行を犯した少年への保護的措置

1 保護的措置とは

少年法第1条にある「少年の健全育成を期す」ために行う教育的、福祉的な働き掛けを保護的措置という。家庭裁判所では、犯した事件の内容が比較的軽微であり、人格や家庭の問題もそれほど深刻ではない少年に対して、再非行防止のために各種の保護的措置を行っている。

最近では、少年自身の変化や社会情勢の変化をふまえ、家裁調査官の個別面接中心の考え方から、参加型の保護的措置や被害者の視点を取り入れた保護的措置が導入されるようになり、社会の力をも活用して社会とのつながりを意識させることで公共心や自律心を育み、規範意識を高めることで再非行を防止しようとする考え方に変化してきている。

2 なぜ今、保護的措置の充実か

(1) 現在の少年の特徴

現在の少年は、①規範意識や罪障感が乏しく、②社会性や共感性が乏しく、③自尊感情や自己感覚が乏しく、④コミュニケーション能力や対人関係能力が低く、⑤衝動性が高く、⑥逸脱文化に過剰適応するとされている。これらの特徴は社会情勢の変化と表裏一体をなしており、大人の責任が大きい。

(2) 現在の少年に必要な保護的措置

このような少年には、ボランティア活動などに自発的に参加させ、体験させ、実感させることが効果的だと考えられる。

そこで、①清掃奉仕活動、②万引き被害を考える講習、③老人施設などでのボランティア活動、④親子合宿等が実施されるようになった。例えば、①清掃活動では、規範意識や社会性を養うための活動に参加させて社会との接点を持

たせているし、②万引き被害を考える講習では、被害者の声を聞かせることで被害者を意識させ社会とのつながりを考えさせている。また、③ボランティア活動では、老人や障害者といった社会的弱者の世話をさせて、他者に共感することや感謝される体験を通じて自分を大切にすることに気付かせ、④親子合宿では、合宿生活を通じて適切な親子のコミュニケーションを体験させている。

3 大阪家裁での保護的措置の現状

大阪家裁で行われている保護的措置の一例

(1) 簡易ボランティア活動

保育所や老人施設等で2～3日間のボランティア活動を体験させることにより、社会の一員であることを実感させ、社会性を育み、しよく罪意識を高めさせることを目的として実施している。

(2) 万引き被害を考える講習

コンビニエンスストアの店長を講師に迎え、万引きを犯した少年に対して、被害者の立場からの講話をしてもらっている。

(3) 清掃奉仕活動

現在、清掃奉仕活動を企画している。

(4) 少年の感想から

ほとんどの少年が、人の優しさにふれたり、感謝されたり、達成感を感じたり、自分のしたことの重大さに気付いたり、被害者に申し訳ない気持ちを改めて抱いたりしており、参加型の保護的措置や被害者の視点を取り入れた保護的措置は効果が上がっているといえる。

4 再犯率について～簡易ボランティア活動参加者～

名古屋家裁では、窃盗又は占有離脱物横領により家裁に係属した少年のうち、家裁調査官の個別面接のみを経て、審判不開始決定（保護的措置）になった少年

の2年以内の再犯率は15.0%との研究結果がある。

一方、大阪家裁において、平成18年2月から平成19年3月までに簡易ボランティア活動を体験した62人の少年について、平成19年8月末日現在の再犯率は6.5%である。

2つの数字は直接比較できるものではないが、簡易ボランティアを加えた大阪家裁の保護的措置には再犯防止の一定の効果があったと推定できるのではないかと考えている。